

学校歯科医 各位

熊本市歯科医師会
会長 宮本 格尚

学校歯科健診時の感染症対策についてお願い

時下、皆様におかれましては益々、ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、本会学校歯科保健事業にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の類型が下がることに伴い、学校歯科健診時の感染症対策のあり方について文部科学省から新たな衛生管理マニュアルも更新される見通しです。しかし、学校歯科健診が始まっている現在、日本学校歯科医会では、当面の間、昨年9月発信内容に基づき対応する方針を公表されています。つきましては、令和5年度の幼稚園、学校における健康診断の実施について、各自、学校現場との意思疎通を行い、感染予防に十分留意して、健診実施をお願いします。

学校歯科健診時の注意点（留意点）

- 1 手指消毒（アルコール等）を徹底する
- 2 口腔内を触らない検診方法を心掛ける
- 3 マスク・グローブを着用する
 - *グローブの用意が可能であればグローブは一人ひとり交換することが望ましい
 - *顎関節検査は、保健調査票を参考とし、異常を訴える児童生徒を触診しグローブを交換する
- 4 ゴーグル（フェイスガード・フェイスシールド）を着用することが望ましい
- 5 保健調査票を活用し、効率良い健康診断を行う
- 6 特別支援学校や高リスクの環境において身体抑制が必要な場合は防護服を着用することが望ましい
- 7 「学校歯科医の活動指針」に準じて、臨機応変に対応すること

参考資料

*（日本学校歯科医会「新型コロナウイルス感染症対策室」令和4年10月17日発信
「学校歯科健康診断時の感染症対策について」）

https://www.nichigakushi.or.jp/news/pdf/corona_shishin_221017.pdf